

高利回り社債オープン・為替ヘッジ (毎月分配型)

追加型株式投資信託／バランス型

【投資信託説明書(目論見書)】 2006.7

野村アセットマネジメント

高利回り社債オープン・為替ヘッジ (毎月分配型)

追加型株式投資信託／バランス型

【投資信託説明書(交付目論見書)】 2006.7

野村アセットマネジメント

高利回り社債オープン・為替ヘッジ(毎月分配型)の受益証券の価額は、ファンドが投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

なお、ファンドは元金が保証されているものではありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、
下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

☆サポートダイヤル☆ **0120-753104** (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時
(半日営業日は午前 9 時～正午)

☆インターネットホームページ☆ <http://www.nomura-am.co.jp/>

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう高利回り社債オープン・為替ヘッジ(毎月分配型)の受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 1 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 1 月 27 日にその効力が生じております。

また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、野村アセットマネジメント(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「その他の情報」中の《その他ファンドの情報》「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「その他の情報」中の《管理および運営の概要》の「約款変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権※を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

野村アセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

目次(Contents)

ファンドの概要が知りたい			
ファンドの基本情報	ファンドの概要		1
ファンドの運用内容が知りたい			
ファンドの特色・ 運用の内容	ファンドの特色		3
	投資対象		3
	投資方針		4
	投資制限		6
	分配方針		7
ファンドのリスクが知りたい			
投資リスク	基準価額の変動要因		8
	その他の留意点		8
ファンドのしくみが知りたい			
ファンドの しくみ・運用体制	ファンドのしくみ		9
	運用体制		10
	委託会社におけるリスクマネジメント体制		10
ファンドの申込方法が知りたい			
申込手続きの概要	買付の申込手続き		11
	換金の申込手続き		12
ファンドにかかる費用・税金が知りたい			
費用・税金	お客様に直接ご負担いただく費用・税金		13
	ファンドで間接的にご負担いただく費用		13
	税金の取扱い		14
ファンドの運営方法などが知りたい			
その他の情報	管理および運営の概要		15
	内国投資信託受益証券事務の概要		17
	その他ファンドの情報		18
	委託会社等の概況		19
ファンドの運用状況が知りたい			
運用状況	投資状況		20
	投資資産		20
	運用実績		21
	財務ハイライト情報		22
《信託約款》			24
《用語解説》			36

ファンドの基本情報

《ファンドの概要》

ファンドの名称	高利回り社債オープン・為替ヘッジ (ファンドといいます。なお、名称に(毎月分配型)と付記する場合があります。)				
基本的性格	追加型株式投資信託／バランス型				
ファンドの目的	中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。				
主な投資対象	米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象とします。				
投資方針	後述の「投資方針」をご覧ください。				
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。 ・株式への投資は転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。 →詳しくは後述の「投資制限」をご覧ください。				
主な価格変動リスク	・企業業績の変化によるリスク ・金利変動リスク ・信用リスク →詳しくは後述の「投資リスク」をご覧ください。				
信託期間	無期限(平成 17 年 2 月 1 日設定)です。				
決算日	原則、毎月 5 日(ただし、休業日の場合は翌営業日)です。				
収益分配	毎決算時に、分配を行ないます。 分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。				
買付単位	分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の 2つのコースがあります。 <table border="1"> <tr> <td>①一般コース</td><td>1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位</td></tr> <tr> <td>②自動けいぞく投資コース</td><td>1 万円以上 1 円単位</td></tr> </table> (上記以外の買付単位でもお買付けできる場合があります。)	①一般コース	1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位	②自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位
①一般コース	1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位				
②自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位				
買付申込締切時間	午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。				
買付価額	買付のお申込み日の翌営業日の基準価額とします。				

申 込 手 数 料	買付のお申込み日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜 3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 →販売会社については、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。				
買付代金の支払い	原則として買付のお申込み日から起算して 6 営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。				
信 託 報 酬	ファンドの純資産総額に年 1.785%(税抜年 1.70%) の率を乗じて得た額とします。 →詳しくは後述の「費用・税金」をご覧ください。				
換 金 単 位	途中でご換金なさる場合は、お申込みの販売会社で下記の単位でご換金できます。 <table border="1"> <tr> <td>①一般コース</td><td>1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位</td></tr> <tr> <td>②自動けいぞく投資コース</td><td>1 口単位</td></tr> </table>	①一般コース	1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位	②自動けいぞく投資コース	1 口単位
①一般コース	1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位				
②自動けいぞく投資コース	1 口単位				
換金申込締切時間	午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。				
換 金 価 額	ご換金のお申込日の翌営業日の基準価額とします。				
換 金 手 数 料	ありません。				
信託財産留保額	ありません。				
税 金 等	後述の「費用・税金」をご覧ください。				
換金代金の支払い	原則としてお申込日から起算して 6 営業日目から販売会社でお支払いします。				

※本書で用いている専門的な用語については、巻末に「用語解説」を設けてありますので、併せてご覧ください。

ファンドの特色・運用の内容

《ファンドの特色》

- ◆米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象^{※1}とします。
- ◆中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ◆毎月の決算時^{※2}に、分配を行なうことを基本とします。

※1 ファンドは、「高利回り社債オープン マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 決算日は、原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)とします。

- ◆ファンドは、追加型株式投資信託で、「バランス型」に属しています。

《投資対象》

米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象とします。

- ◆ファンドは「高利回り社債オープン マザーファンド」への投資を通じて、実質的にハイ・イールド・ボンドに投資を行ないます。なお、債券に直接投資する場合があります。

■マザーファンドの主要投資対象■

米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を主要投資対象とします。

- ◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。
- ◆投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

※ハイ・イールド・ボンドとは…

債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P 社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。

信用度	S&P 社の場合	ムーディーズ社の場合
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い	D	

ハイ・イールド・ボンド

※ 1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P社ではBBB+、BBB-のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3のように表記しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《投資方針》

1 主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資を行ないます。

- ◆主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。
なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。
- ◆投資するハイ・イールド・ボンドは主として BB 格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。

2 投資対象の徹底したクレジット分析と分散投資により、ポートフォリオ全体のリスクの低減を目指します。

- ◆ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。
- ◆ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。
- ◆同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ◆投資対象を 40 業種に分類し、1 業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 25% 以内とします。

3 為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

4 ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク(NCRAM 社)に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ◆マザーファンドの運用にあたっては、「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク」(NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、運用の効率化に努めます。

- ◆委託する範囲: 海外の公社債等(短期金融商品を含む)の運用
- ◆委託先名称: NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.
(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)
- ◆委託先所在地: 米国ニューヨーク州ニューヨーク市
- ◆委託に係る費用: 「高利回り社債オープン マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年 0.57% の率を乗じて得た額とします。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

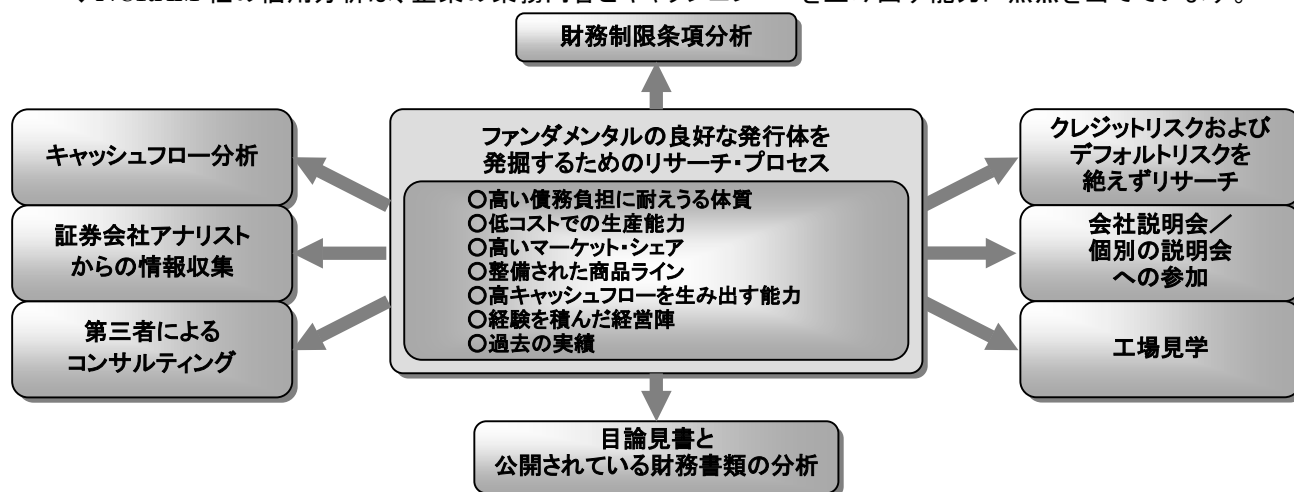
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■(参考)NCRAM 社について■

- ◆Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク:NCRAM 社)は米国と日本に登録されている投資顧問会社であり、米国公社債やエマージング・マーケット債で構成されるポートフォリオの運用を行なっています。
- ◆NCRAM 社は、クレジットリスクを有する債券の運用において充実した体制を整えています。
- ◆NCRAM 社はファンダメンタルズの良い企業を発掘するために、リサーチ中心のボトム・アップ・アプローチを採用しています。
- ◆デフォルトによる損失を最小限に抑えることを目的にクレジット・リスク管理を徹底し、保守的なポートフォリオ運用を行なっています。

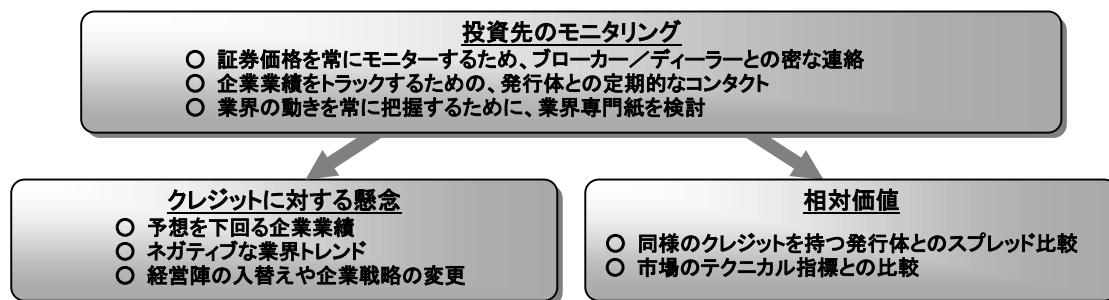
■NCRAM 社のリサーチプロセス■

- ◆NCRAM 社の信用分析は、企業の業務内容とキャッシュフローを生み出す能力に焦点を当てています。



■投資先のモニタリングと規律ある売却■

- ◆投資先は継続的にモニターされ、状況に応じてポートフォリオを修正します。



《投資制限》

- 外貨建資産への投資割合
- デリバティブの使用
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合
- 株式への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(約款)

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。(約款)

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものにより、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。(約款)

- 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。(約款)

- 有価証券の貸付

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。(約款)

- 公社債の借入れ

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。(約款)

- 資金の借入れ

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。(約款)

投資制限について詳しくは約款をご覧ください。

《分配方針》

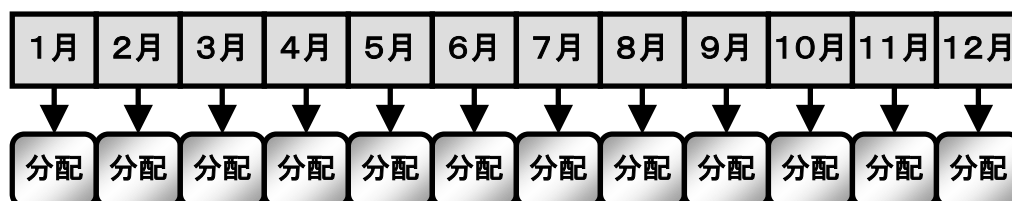
毎月の決算時に、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

◆ファンドの決算日

原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

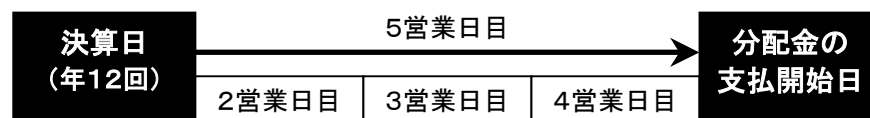
◆毎月の毎決算時に、原則として以下の方針(分配方針)に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。



◆分配金のお支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。
販売会社でお受け取りください。



※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
詳しくは「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

◆分配金に関する留意点

分配金は上記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

分配方針等について詳しくは約款をご覧ください。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

金利変動と企業業績の
変化によるリスク

債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、投資対象の企業の業績が良好になれば上昇し、悪化すれば下落します。ハイ・イールド・ボンドはこうした金利変動や企業業績の変化、および投資環境の変化をより大きく受ける可能性があります。

信用リスク
(クレジットリスク)

債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

デフォルトリスク

組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じた場合には、債券の価格は大きく下落することが想定されます。

※デフォルトとは一般的には債券の利払いおよび元本返済の不履行、もしくは遅延などをいいます。

■その他の変動要因■

為替変動リスク

実質組入外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることは出来ません。また、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

有価証券の貸付等
におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

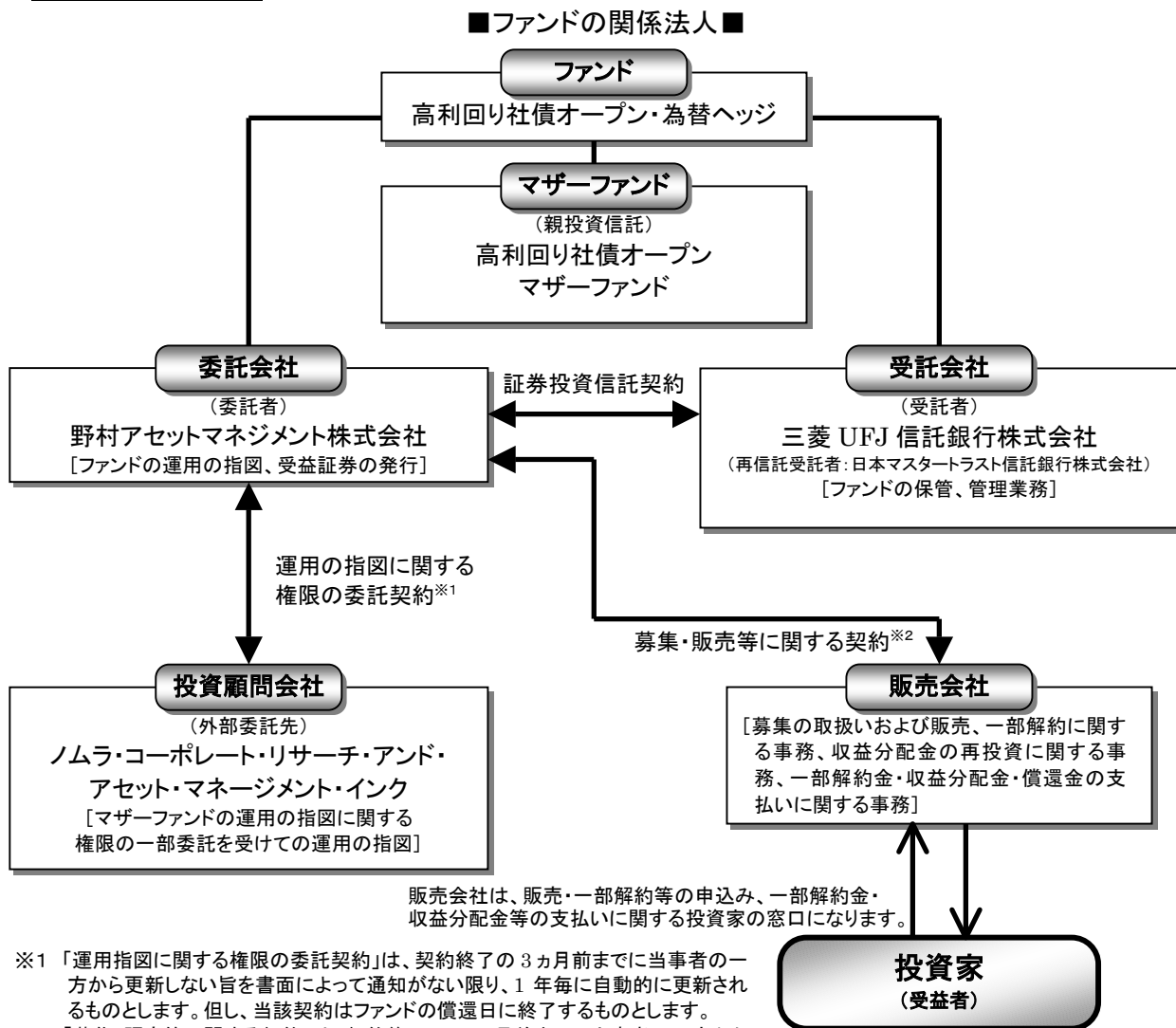
《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、海外の社債などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

ファンドのしくみ・運用体制

《ファンドのしくみ》

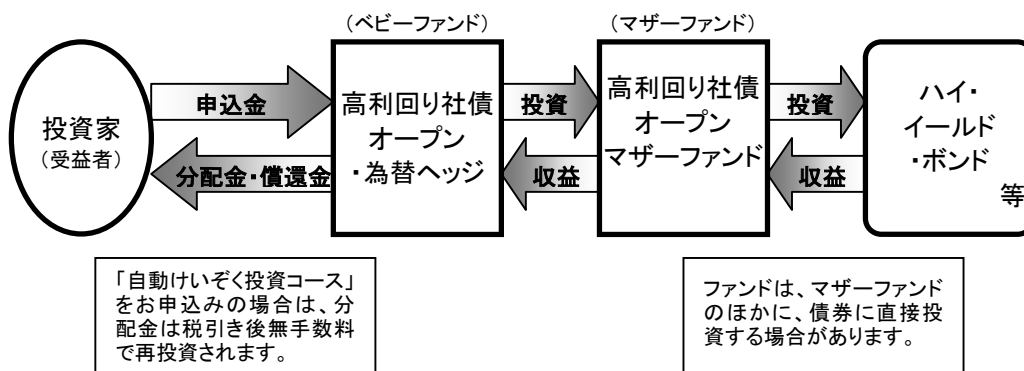


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

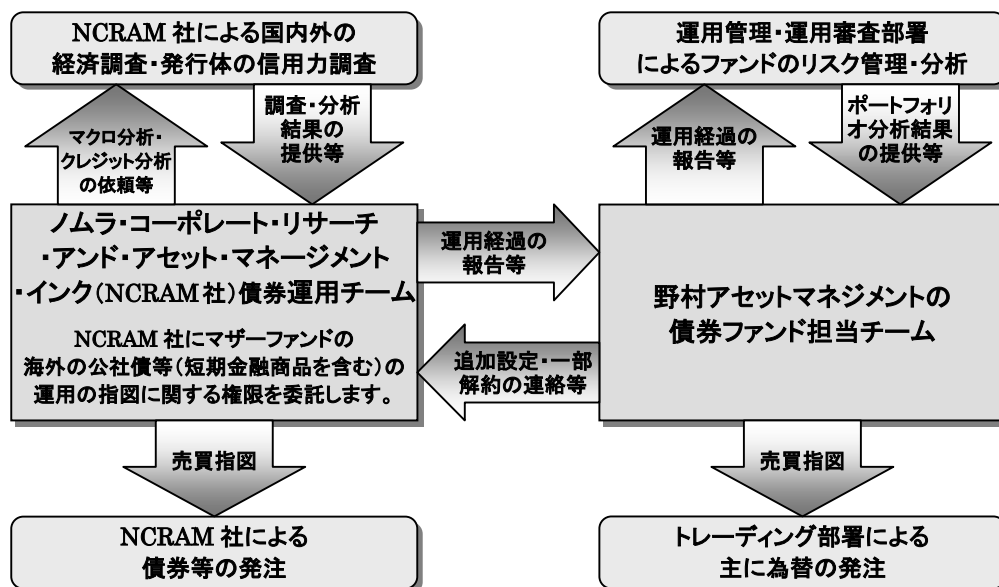
※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ファミリーファンド方式について■

ファンドは「高利回り社債オープン マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



《運用体制》



- ◆当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

■リスク管理関連の委員会■

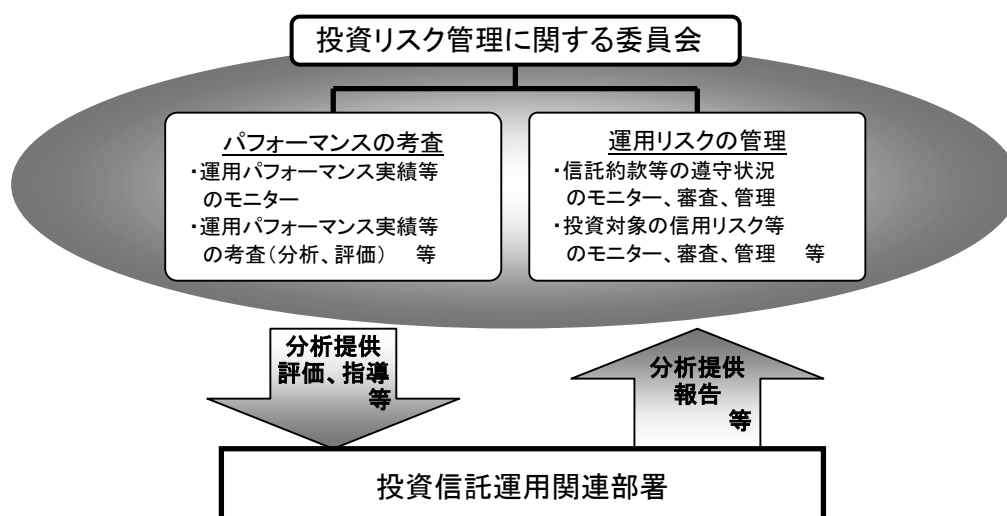
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

■リスク管理体制図■



上記の体制等は平成 18 年 7 月 27 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

申込手続きの概要

《買付の申込手続き》

◆買付のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

買 付 単 位 分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。お申込みの際には、そのどちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)
お申込みのコースにより、買付単位は原則として以下の通りとなります。

お申込みコース	分配金の受取方法	買付単位
一般コース	分配金を受取るコース	1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位
自動けいぞく投資コース	分配金が 再投資されるコース	1 万円以上 1 円単位※

※分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

買 付 価 額 買付のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

※買付時の申込手数料などについては「費用・税金」をご覧ください。

**買 付 代 金
の 支 払 い** 買付のお申込代金は、買付のお申込み日から起算して 6 営業日目までに申込みの販売会社にお支払いください。

※販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

申 込 締 切 時 間 午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、買付のお申込みが行なわれかつその買付のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。詳しくは「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、
買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

《換金の申込手続き》

◆換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

換 金 単 位

買付時のお申込みコースにより、換金単位は以下の通りとなります。

買付時のお申込みコース	換金単位
一般コース	1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位

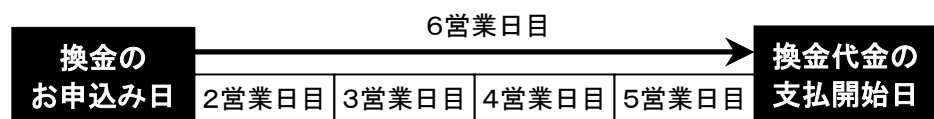
換 金 価 額

換金の価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

※換金時の費用や税金についての詳細は「費用・税金」をご覧ください。

換 金 代 金
の 支 払 い

換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して 6 営業日目から申込みの販売会社においてお支払いします。



申 込 締 切 時 間

午後 3 時(平日営業日の場合は午前 11 時)までに、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

＜大口換金の制限について＞

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 5 億円を超える換金を行なえません。

また、別途、大口換金について、1 日 1 件 5 億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成 19 年 1 月 4 日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。詳しくは「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

※平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

費用・税金

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%(税抜 3.0%)以内※ ¹	消費税等相当額
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10%※ ²
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	—	基準価額の個別元本超過額に対して 10%※ ²
償還時	所得税および地方税	—	償還価額の個別元本超過額に対して 10%※ ²

※¹ 基準価額に、3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※² 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。税金について詳しくは「税金の取扱い」をご覧ください。

《ファンドで間接的にご負担いただく費用》

■信託報酬■

時期	項目	費用
毎日	信託報酬率	年 1.785%(税抜年 1.70%)
	(委託会社)	年 0.95%
	(販売会社)	年 0.70%
	(受託会社)	年 0.05%

※信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分は上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

- ◆「高利回り社債オープン マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「高利回り社債オープン マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、毎年1月および7月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年 0.57%の率を乗じて得た額とします。

■その他の費用■

- ◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ◆ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

《税金の取扱い》

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税 7%および地方税 3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。上記 10%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。

◆法人の投資家に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収*され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記 7%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、15%(所得税 15%)となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

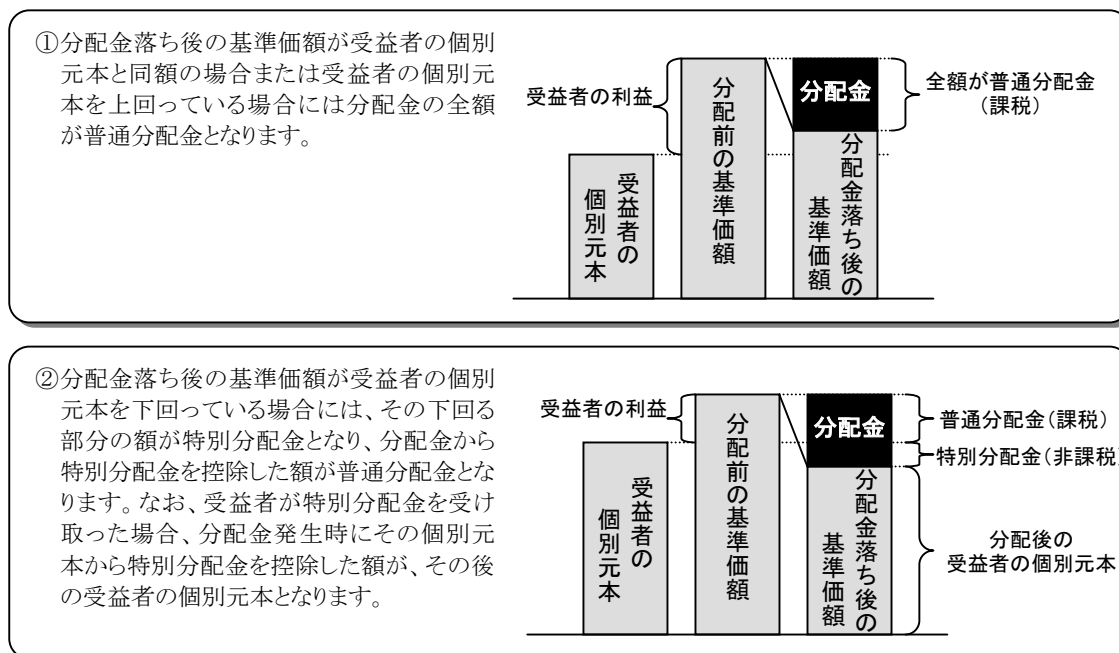
なお、益金不算入制度は適用されません。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

- ◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

その他の情報

《管理および運営の概要》

信託期間	無期限とします(平成 17 年 2 月 1 日設定)。
計算期間	原則として、毎月 6 日から翌月 5 日までとします。 なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。
信託金限度額	ファンドの信託金限度額は 5,000 億円です。
繰上償還	(1) 信託契約締結日から 2 年を経過した日以降において、受益権の口数が 20 営業日連続して 20 億口を下回った場合は、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させます。 (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。) 委託者は、上記にしたがい信託を終了させる場合は、その旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を受益者に対して交付します*。 ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 (2) 次のいずれかの場合には、繰上償還させる場合があります。 ① 受益者に有利であると認めるとき ② やむを得ない事情が発生したとき (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。) 委託者は、上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行ないます。 <pre> graph LR A[繰上償還の公告* 受益者への書面の交付] --> B[受益者の異議が半数以下 (受益権口数ベース) 異議申出期間(1ヵ月以上)] A --> C[受益者の異議が過半数 (受益権口数ベース)] B --> D[繰上償還の実施] C --> E[繰上償還の不成立 不成立の公告*・書面の交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 (3) 上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたとき等には、ファンドを終了させる場合があります。
約款変更	(1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、このファンドの信託約款を変更することができます。 (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。) (2) 委託者は、上記(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続で行ないます。 <pre> graph LR A[約款変更の公告* 受益者への書面の交付] --> B[受益者の異議が半数以下 (受益権口数ベース) 異議申出期間(1ヵ月以上)] A --> C[受益者の異議が過半数 (受益権口数ベース)] B --> D[約款変更の実施] C --> E[約款変更の不成立 不成立の公告*・書面の交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 (3) 監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(2)の手続きにしたがいます。 (4) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(2)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(2)の書面の交付を原則として行ないません。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

反対者の
買取請求権

ファンドの繰上償還または約款変更を行なう場合には、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「繰上償還」(2)または「約款変更」(2)に規定する公告または書面に付記します。

公 告
運用報告書

日本経済新聞に掲載します。

毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

保 管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管(保護預り)することができます。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合にはすべて保護預りとなります。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

受益者の
権利等
資産の評価

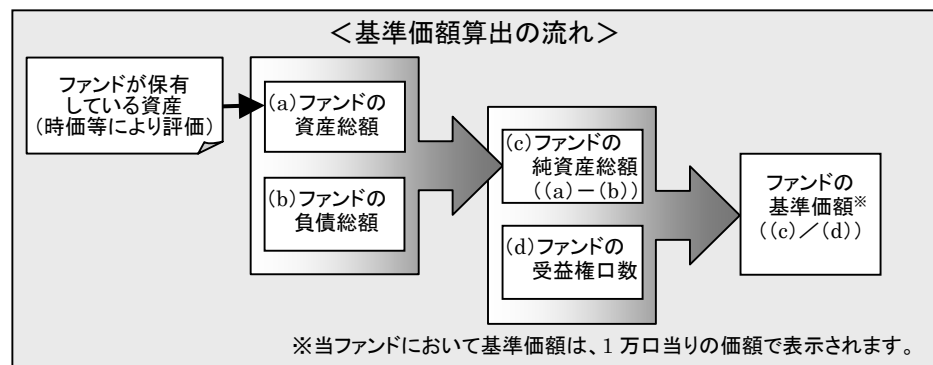
受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金(解約)請求権があります。

■基準価額の計算方法■

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額※を、受益権口数で除して得た額をいいます。

※純資産総額とはファンドの時価総額のことで、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。



(基準価額は、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。)

■主な投資対象の評価方法■

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ②証券会社、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

《内国投資信託受益証券事務の概要》

◆受益者が委託者に対して行なう下記の手続きは、販売会社を通じて委託者に請求することにより行なうことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益証券の名義書換等

受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、「自動けいぞく投資契約」に基づいて受益者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、委託者は当該受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

・取扱場所

野村アセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋一丁目 12 番1号

・名義書換手数料

徴収しません。

・名義書換手続の停止期間

毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

受益者に対する特典 受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式の受益証券の譲渡は、委託者の定める手続による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益証券の再発行

①無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を申請したときは、委託者は受益証券を再交付します。

②記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を申請したときは、記名式の受益証券を再交付します。

③受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記①、②の規定を準用するものとします。

④受益証券を再交付するときは、委託者は受益者に対して実費を請求することができます。

(注)ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

なお、受益権の譲渡、受益権の譲渡の対抗要件、受益権の再分割および償還金に係るファンドの受益権については、「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

また、質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて、詳しくは「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

《その他ファンドの情報》

内国投資信託受益証券 の 形 態 等

追加型証券投資信託・無記名式受益証券(「受益証券」といいます。)
当初元本は1口当たり1円です。格付は取得していません。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発 行 価 額 の 総 額 申 込 期 間

2兆円を上限とします。

平成18年1月27日から平成19年1月25日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

払 込 期 日

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

有 価 証 券 届 出 書 (訂正届出書を含みます) の 写 し の 縦 覧 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

該当事項はありません。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

ファンドの詳細情報

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第1【ファンドの沿革】

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

2【換金(解約)手続等】

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(2)【保管】

(3)【信託期間】

(4)【計算期間】

(5)【その他】

2【受益者の権利等】

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益及び剰余金計算書】

(3)【注記表】

(4)【附属明細表】

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

第5【設定及び解約の実績】

上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

《委託会社等の概況》

◆下記は平成 18 年 6 月末現在の委託会社の概況です。

名 称	野村アセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	執行役社長 柴田拓美
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
資 本 金 の 額	17,180 百万円
会 社 の 沿 革	昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立 平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行
大 株 主 の 状 況	名 称：野村ホールディングス株式会社 住 所：東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 所有株式数：5,150,693 株 比 率：100%

運用状況

◆以下は平成 18 年 5 月 31 日現在の運用状況です。

また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

《投資状況》

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	254,202,712	98.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,917,223	1.51
合計(純資産総額)		258,119,935	100.00

＜ご参考＞

「高利回り社債オープン マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
外国証券(優先証券)	アメリカ	1,153,471	0.00
社債券	アメリカ	46,123,944,029	96.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,649,431,021	3.45
合計(純資産総額)		47,774,528,521	100.00

《投資資産》

(1) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	高利回り社債オープン マザーファンド	223,592,851	1.1393	254,739,336	1.1369	254,202,712	98.48

＜ご参考＞

「高利回り社債オープン マザーファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	社債券	CINCINNATI BELL INC	5,850,000	11,448.27	669,724,075	11,338.26	663,288,210	8.375	2014/1/15	1.38
2	アメリカ	社債券	OWENS-ILLINOIS INC	5,725,000	11,505.48	658,689,058	11,226.00	642,688,500	7.35	2008/5/15	1.34
3	アメリカ	社債券	GENL MOTORS ACCEPT CORP	6,275,000	10,242.55	642,720,073	10,171.23	638,245,226	6.75	2014/12/1	1.33
4	アメリカ	社債券	MISSION ENERGY HOLDING	4,325,000	13,404.52	579,745,721	12,685.38	548,642,685	13.5	2008/7/15	1.14
5	アメリカ	社債券	CENTENNIAL COMM/CELL/PR	4,860,000	11,939.01	580,236,157	11,254.06	546,947,559	8.125	2014/2/1	1.14
6	アメリカ	社債券	TRIAD HOSPITALS INC	4,775,000	11,403.79	544,531,162	11,169.86	533,361,292	7.0	2012/5/15	1.11
7	アメリカ	社債券	LAS VEGAS SANDS CORP	4,640,000	10,961.06	508,593,480	10,552.44	489,633,216	6.375	2015/2/15	1.02
8	アメリカ	社債券	WIND ACQUISITION FIN SA	3,975,000	11,437.72	454,649,491	12,067.94	479,701,012	10.75	2015/12/1	1.00
9	アメリカ	社債券	NRG ENERGY INC	4,275,000	11,266.37	481,637,497	11,127.77	475,712,274	7.375	2016/2/1	0.99
10	アメリカ	社債券	TEREX CORP	4,205,000	11,557.16	485,978,872	11,254.06	473,233,433	7.375	2014/1/15	0.99
11	アメリカ	社債券	IASIS HEALTHCARE/CAP CRP	3,855,000	12,133.06	467,729,493	11,366.32	438,171,828	8.75	2014/6/15	0.91
12	アメリカ	社債券	CCM MERGER INC	4,000,000	11,381.05	455,242,365	10,805.02	432,201,000	8.0	2013/8/1	0.90
13	アメリカ	社債券	SUNGARD DATA SYSTEMS INC	3,575,000	11,675.46	417,397,835	11,759.23	420,392,651	10.25	2015/8/15	0.88
14	アメリカ	社債券	GCI INC	3,720,000	10,780.32	401,028,194	11,057.61	411,343,092	7.25	2014/2/15	0.86
15	アメリカ	社債券	DEX MEDIA INC	3,600,000	11,715.45	421,756,329	11,366.32	409,187,700	8.0	2013/11/15	0.85
16	アメリカ	社債券	CHESAPEAKE ENERGY CORP	3,750,000	11,124.25	417,159,563	10,608.57	397,821,375	6.5	2017/8/15	0.83
17	アメリカ	社債券	MIRANT NORTH AMERICA LLC	3,575,000	11,315.19	404,518,385	11,113.74	397,316,205	7.375	2013/12/31	0.83
18	アメリカ	社債券	ROGERS WIRELESS INC	3,385,000	12,071.31	408,614,107	11,534.71	390,450,102	8.0	2012/12/15	0.81
19	アメリカ	社債券	DEX MEDIA WEST/FINANCE	3,175,000	12,409.03	393,986,994	12,208.27	387,612,731	9.875	2013/8/15	0.81
20	アメリカ	社債券	OWENS-BROCKWAY GLASS CON	3,375,000	11,639.69	392,839,837	11,394.38	384,560,662	8.25	2013/5/15	0.80
21	アメリカ	社債券	CCH I LLC	3,906,000	10,083.73	393,870,558	9,598.22	374,906,863	11.0	2015/10/1	0.78
22	アメリカ	社債券	ACTIVANT SOLUTIONS INC	3,375,000	11,247.20	379,593,157	11,057.60	373,194,337	9.5	2016/5/1	0.78
23	アメリカ	社債券	SEITEL INC	2,900,000	12,393.11	359,400,390	12,713.44	368,689,905	11.75	2011/7/15	0.77
24	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO	3,750,000	10,487.51	393,281,861	9,712.11	364,204,416	7.0	2013/10/1	0.76
25	アメリカ	社債券	MGM MIRAGE INC	3,275,000	11,310.19	370,408,886	11,099.70	363,515,420	6.0	2009/10/1	0.76
26	アメリカ	社債券	STATION CASINOS	3,170,000	11,479.86	363,911,838	10,889.22	345,188,274	6.875	2016/3/1	0.72
27	アメリカ	社債券	ISLE OF CAPRI CASINOS	3,100,000	11,217.19	347,733,067	10,917.28	338,435,835	7.0	2014/3/1	0.70
28	アメリカ	社債券	COMSTOCK RESOURCES INC	3,075,000	11,338.26	348,651,495	10,861.15	333,980,516	6.875	2012/3/1	0.69
29	アメリカ	社債券	EDUCATION MANAGEMENT LLC	2,950,000	11,329.22	334,212,052	11,268.09	332,408,876	10.25	2016/6/1	0.69
30	アメリカ	社債券	JEAN COUTU GROUP PJC INC	3,000,000	11,050.52	331,515,707	10,454.21	313,626,375	8.5	2014/8/1	0.65

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	98.48
合計		98.48

＜ご参考＞

「高利回り社債オープン マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
外国証券(優先証券)	—	0.00
社債	—	96.54
合計		96.54

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《運用実績》

① 純資産の推移

平成 18 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)*	(分配落)	(分配付)*
第 1 特定期間	2005 年 2 月 1 日～2005 年 5 月 6 日	201	202	0.9620	0.9645
第 2 特定期間	2005 年 5 月 7 日～2005 年 11 月 7 日	614	615	0.9592	0.9607
第 3 特定期間	2005 年 11 月 8 日～2006 年 5 月 8 日	268	268	0.9703	0.9713
	2005 年 5 月末日	266	—	0.9683	—
	6 月末日	286	—	0.9803	—
	7 月末日	604	—	0.9937	—
	8 月末日	607	—	0.9918	—
	9 月末日	625	—	0.9756	—
	10 月末日	610	—	0.9583	—
	11 月末日	615	—	0.9632	—
	12 月末日	324	—	0.9612	—
	2006 年 1 月末日	301	—	0.9659	—
	2 月末日	291	—	0.9706	—
	3 月末日	273	—	0.9709	—
	4 月末日	268	—	0.9693	—
	5 月末日	258	—	0.9608	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

② 分配の推移

特定期間	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2005 年 2 月 1 日～2005 年 5 月 6 日	0.0085 円
第 2 特定期間	2005 年 5 月 7 日～2005 年 11 月 7 日	0.0110 円
第 3 特定期間	2005 年 11 月 8 日～2006 年 5 月 8 日	0.0060 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③ 収益率の推移

特定期間	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2005 年 2 月 1 日～2005 年 5 月 6 日	△3.0 %
第 2 特定期間	2005 年 5 月 7 日～2005 年 11 月 7 日	0.9 %
第 3 特定期間	2005 年 11 月 8 日～2006 年 5 月 8 日	1.8 %

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出してあります。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

《財務ハイライト情報》

- ◆以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ◆ファンドの「財務諸表」については、新日本監査法人による監査を受けております。
また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

＜貸借対照表＞

期別	前期 平成 17 年 11 月 7 日現在 金額(円)	当期 平成 18 年 5 月 8 日現在 金額(円)
科目		
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,233,188	3,366,891
親投資信託受益証券	634,723,057	255,763,414
派生商品評価勘定	—	10,045,736
未収入金	—	300,000
流動資産合計	643,956,245	269,476,041
資産合計	643,956,245	269,476,041
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	27,052,158	—
未払収益分配金	960,745	276,775
未払解約金	622,312	194,420
未払受託者報酬	29,017	12,813
未払委託者報酬	957,567	422,864
その他未払費用	1,150	502
流動負債合計	29,622,949	907,374
負債合計	29,622,949	907,374
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	640,496,677	276,775,227
剰余金		
期末欠損金	26,163,381	8,206,560
(分配準備積立金)	(10,736,135)	(10,668,293)
純資産合計	614,333,296	268,568,667
負債・純資産合計	643,956,245	269,476,041

＜損益及び剰余金計算書＞

期別	前期 自 平成 17 年 5 月 7 日 至 平成 17 年 11 月 7 日 金額(円)	当期 自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日 金額(円)
科目		
営業収益		
受取利息	61	16
有価証券売買等損益	57,393,864	40,357
為替差損益	△59,073,575	10,515,562
営業収益合計	△1,679,650	10,555,935
営業費用		
受託者報酬	122,852	95,073
委託者報酬	4,054,101	3,137,317
その他費用	4,839	3,750
営業費用合計	4,181,792	3,236,140
営業利益金額又は営業損失金額(△)	△5,861,442	7,319,795
経常利益金額又は経常損失金額(△)	△5,861,442	7,319,795
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	△5,861,442	7,319,795
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	505,200
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	61,959	—
期首欠損金	7,976,279	26,163,381
欠損金減少額	1,154,356	14,080,830
当期一部解約に伴う欠損金減少額	1,154,356	14,080,830
欠損金増加額	8,203,232	799,688
当期追加信託に伴う欠損金増加額	8,203,232	799,688
分配金	5,338,743	2,138,916
期末欠損金	26,163,381	8,206,560

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成 17 年 5 月 7 日 至 平成 17 年 11 月 7 日	当期 自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) 外国為替予約取引 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
3 表示		平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号による 投資信託財産計算規則の改正により、表示方法 が以下のとおり変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分か ら、元本等及び評価・換算差額等の区分とな りました。ただし、評価・換算差額等の区分は記 載すべき事項がないため、記載を省略しており ます。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止され ました。また、営業損益、経常損益及び当期純 損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額 及び当期純損益金額としております。
4 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末及び当期末が 休日のため、平成 17 年 5 月 7 日から平成 17 年 11 月 7 日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末及び当期末が 休日のため、平成 17 年 11 月 8 日から平成 18 年 5 月 8 日までとなっております。

信託約款

(高利回り社債オープン・為替ヘッジ)

運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

高利回り社債オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 実質組入外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、約款第 21 条第 1 項第 9 号および同条第 2 項第 7 号に定める優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第 25 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 26 条の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

**追加型証券投資信託
(高利回り社債オープン・為替ヘッジ)
約款**

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする。

② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行なうものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項、第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融

機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の受益証券の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって売却することができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1万口につき1万円とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

② 前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権

ヘ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)

ト. 金融先物取引に係る権利

チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号で定める「スワップ取引」に限ります。)に係

る権利

リ、金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

ロ、為替手形

ハ、抵当証券

ニ、次に掲げるものをすべてみたる資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号イからチまたは本号イからハに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 21 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である高利回り社債オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

5. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。)

6. 投資法人債券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。)

7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得した株券

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国法人の発行する証券または証書で、第 4 号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証券の性質を有するプリファレンス シェアーズおよびこれらに類するもの

10. 前号以外の外国または外国法人の発行する証券または証書で、第 1 号から第 8 号の証券または証書の性質を有するもの

11. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)

12. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。)

13. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。)

16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
なお、第 7 号の証券または証書、第 9 号の証券または証書のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものおよび第 10 号の証券または証書のうち第 7 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 1 号から第 6 号までの証券、第 9 号の証券または証書のうち第 4 号の証券または証書の性質を有するものおよび第 10 号の証券のうち第 1 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 11 号および第 12 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 抵当証券

6. 日本の会社に類似した性質を有しない外国法人が発行する債務証券または証書

7. 流動性のあるプリファレンス シェアーズおよびこれらに類するもの(前項第 9 号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第 9 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総

額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の

取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

- 第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

- 第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図する

ものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品賃料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

- 第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

- 第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

- 第32条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託）

- 第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。
- ② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（有価証券の保管）

- 第34条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

- 第35条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャルペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の表示および記載の省略）

- 第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（有価証券売却等の指図）

- 第37条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

- 第38条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

- 第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約

に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受益者による資金の立替え)

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受益者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受益者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受益者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、毎月 6 日から翌月 5 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 17 年 3 月 7 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 43 条 受益者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受益者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受益者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 45 条 委託者および受益者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 170 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受益者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に

繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金(第 50 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受益者の免責)

第 48 条 受益者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受益者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 47 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受益者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 50 条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位または 1 口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 51 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受益者と合意のうえ、この信託契約を

解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託契約締結日から2年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20営業日連続して20億口を下回った場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものと、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第4項または

前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取べき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第51条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めず。

(付 則)

第1条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更しようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

⑦ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に、一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑧ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 2 月 1 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(高利回り社債オープン マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債(以下「ハイ・イールド・ボンド」といいます。)を主要投資対象とします。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。

② 投資するハイ・イールド・ボンドは主として BB 格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。

③ ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。

④ ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

⑤ 同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥ 投資対象を 40 業種に分類し、1 業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 25%以内とします。

⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑧ NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)に当ファンドの海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

⑨ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

③ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 7 月 27 日現在の約款の内容)
(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 10 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。) ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。 ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含まず。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に	(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 5 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 (受益証券の発行) 第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。 <新設> <新設> <新設>

規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

<削除>

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円とします。

③ <略>

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<削除>

<削除>

第15条 (削除)

第16条 (削除)

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の受益証券の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって売却することができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1万口につき1万円とします。

③ <同左>

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

<新設>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

② 前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

<新設>

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公

第 17 条 (削除)

第 18 条 (削除)

第 19 条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第 50 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 50 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ <略>

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<削除>

<削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに關する受託者の免責)

第 48 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定

示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 18 条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 19 条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金(第 50 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。

⑤ <同左>

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届けるものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。
(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責)

第 48 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定

する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 47 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 50 条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位または 1 口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ <略>

④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ <略>

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(反対者の買取請求権)

第 57 条 第 51 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 51 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 51 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 58 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(付則)

第 1 条 第 47 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<添付信託約款付則第 2 条を削除し、以下の内容に置き換えます。>

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条(受益証券の種類)から第 19 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 47 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 50 条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位または 1 口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ <同左>

④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

⑤ <同左>

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(反対者の買取請求権)

第 57 条 第 51 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 51 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 51 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

<新設>

(付則)

第 1 条 第 47 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 (添付信託約款付則第 2 条をご参照ください。)

以上

用語解説

■「アキュムレーション、アモチゼーション」

一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(債券の取得日から償還までの日数)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

■「インカム収入」(利子(配当)収入・インカムゲイン)

インカム収入(利子(配当)収入・インカムゲイン)とは、公社債などの利子(株式の場合は配当金)、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。売買や価格の変動等によって得られる収入であるキャピタル収入(売買収入・キャピタルゲイン)に対する用語です。

■「EDINET」(エディネット)

Electronic **D**isclosure **I**nvestors' **N**ETwork の略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

■「格付」(かくづけ)

債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く(信用リスクが大き)くなります。

■「基準価額」

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価等により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

■「キャピタルゲイン」

売買損益に評価損益を加減した利益金額をいいます。

■「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。なお、当ファンドには信託財産留保額はありません。

■「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払われます。

■「追加型株式投資信託」

追加型投資信託は、オープン型投資信託とも呼ばれます。ファンドの設定後も買付けができる投資信託のことで、そのうち、株式を組み入れることができるファンドを追加型株式投資信託といいます。

■「デリバティブ」

一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等(先物取引、オプション取引など)、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

■「転換社債型新株予約権付社債」

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

■「バランス型」

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、主として株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」として分類される投資信託です。

■「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

高利回り社債オープン・為替ヘッジ (毎月分配型)

追加型株式投資信託／バランス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】 2006.7

野村アセットマネジメント

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

－ 目 次 －

第 1 【ファンドの沿革】	1
第 2 【手続等】	1
1 【申込(販売)手続等】	1
2 【換金(解約)手続等】	2
第 3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
(1) 【資産の評価】	3
(2) 【保管】	3
(3) 【信託期間】	3
(4) 【計算期間】	3
(5) 【その他】	3
2 【受益者の権利等】	5
第 4 【ファンドの経理状況】	6
1 【財務諸表】	9
2 【ファンドの現況】	25
【純資産額計算書】	25
第 5 【設定及び解約の実績】	25

この目論見書により行なう高利回り社債オープン・為替ヘッジの受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 1 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 1 月 27 日にその効力が生じております。

第1【ファンドの沿革】

平成 17 年 2 月 1 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益証券の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

**＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
(平日営業日は午前9時～正午)**

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、取扱いコース、申込単位は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。また、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益証券の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益証券の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

なお、取得する受益証券の保護預りを希望される場合は、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができしますが、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合にはすべて保護預りとなります。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

＜申込手数料＞

(i) 取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益証券については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(基準価額が個別元本[※]を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。

※「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限[※]を設ける場合があります。

※受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、

かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ②証券会社、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管(保護預り)することができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合にはすべて保護預りとなります。

保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において保管することになりますので、大切に保管してください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成17年2月1日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎月6日から翌月5日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

(i)委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から2年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して20億口を下回った場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ii)委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解

約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」(ii)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」(i)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。
- (vii) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ii)の書面の交付を原則として行ないません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i) または「(e) 信託約款の変更」(ii) に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

(i) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(ii) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)から受益者にお支払いします。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益証券の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目(予定)から受益者にお支払いします。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

■ 換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益証券を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位)で換金できます。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第4【ファンドの経理状況】

高利回り社債オープン・為替ヘッジ

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、前期(平成17年5月7日から平成17年11月7日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成17年11月8日から平成18年5月8日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前期(平成17年5月7日から平成17年11月7日まで)および当期(平成17年11月8日から平成18年5月8日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 17 年 12 月 20 日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

高尾 幸治 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高利回り社債オープン・為替ヘッジの平成 17 年 5 月 7 日から平成 17 年 11 月 7 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高利回り社債オープン・為替ヘッジの平成 17 年 11 月 7 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 6 月 27 日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

高尾 幸治



代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 一



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高利回り社債オープン・為替ヘッジの平成 17 年 11 月 8 日から平成 18 年 5 月 8 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高利回り社債オープン・為替ヘッジの平成 18 年 5 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

高利回り社債オープン・為替ヘッジ

(1)【貸借対照表】

期別	前期 平成 17 年 11 月 7 日現在	当期 平成 18 年 5 月 8 日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,233,188	3,366,891
親投資信託受益証券	634,723,057	255,763,414
派生商品評価勘定	—	10,045,736
未収入金	—	300,000
流動資産合計	643,956,245	269,476,041
資産合計	643,956,245	269,476,041
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	27,052,158	—
未払収益分配金	960,745	276,775
未払解約金	622,312	194,420
未払受託者報酬	29,017	12,813
未払委託者報酬	957,567	422,864
その他未払費用	1,150	502
流動負債合計	29,622,949	907,374
負債合計	29,622,949	907,374
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	640,496,677	276,775,227
剰余金		
期末欠損金	26,163,381	8,206,560
(分配準備積立金)	(10,736,135)	(10,668,293)
純資産合計	614,333,296	268,568,667
負債・純資産合計	643,956,245	269,476,041

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別 科目	前期 自 平成 17 年 5 月 7 日 至 平成 17 年 11 月 7 日	当期 自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	61	16
有価証券売買等損益	57,393,864	40,357
為替差損益	△59,073,575	10,515,562
営業収益合計	△1,679,650	10,555,935
営業費用		
受託者報酬	122,852	95,073
委託者報酬	4,054,101	3,137,317
その他費用	4,839	3,750
営業費用合計	4,181,792	3,236,140
営業利益金額又は営業損失金額(△)	△5,861,442	7,319,795
経常利益金額又は経常損失金額(△)	△5,861,442	7,319,795
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	△5,861,442	7,319,795
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	505,200
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	61,959	—
期首欠損金	7,976,279	26,163,381
欠損金減少額	1,154,356	14,080,830
当期一部解約に伴う欠損金減少額	1,154,356	14,080,830
欠損金増加額	8,203,232	799,688
当期追加信託に伴う欠損金増加額	8,203,232	799,688
分配金	5,338,743	2,138,916
期末欠損金	26,163,381	8,206,560

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成 17 年 5 月 7 日 至 平成 17 年 11 月 7 日	当期 自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の 対顧客先物相場の仲値で評価して おります。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) 外国為替予約取引 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益 の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益 の計上基準 同左
3 表示		平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号による投資信託財産計算規則の改 正により、表示方法が以下のとおり 変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余 金の区分から、元本等及び評価・換 算差額等の区分となりました。ただ し、評価・換算差額等の区分は記載 すべき事項がないため、記載を省略 しております。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は 廃止されました。また、営業損益、経 常損益及び当期純損益は、当期から営 業損益金額、経常損益金額及び当期純 損益金額としております。
4 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末及 び当期末が休日のため、平成 17 年 5 月 7 日から平成 17 年 11 月 7 日まで となっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末及 び当期末が休日のため、平成 17 年 11 月 8 日から平成 18 年 5 月 8 日まで となっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成 17 年 11 月 7 日現在	当期 平成 18 年 5 月 8 日現在
1 投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額 元本の欠損 26,163,381 円	1 計算期間の末日における受益権の総数 276,775,227 口 2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に 規定する額 元本の欠損 8,206,560 円
2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.9592 円 (10,000 口当たり純資産額 9,592 円)	3 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.9703 円 (10,000 口当たり純資産額 9,703 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 17 年 5 月 7 日 至 平成 17 年 11 月 7 日		
1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)		122,852 円
2 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である高利回り社債オープン マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額		124,810,605 円
3 分配金の計算過程 平成 17 年 5 月 7 日から平成 17 年 6 月 6 日まで 当該期末における分配対象金額 4,500,955 円 (10,000 口当たり 167 円)のうち、671,751 円 (10,000 口当たり 25 円)を分配金額としております。		

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,493,870 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	2,198,238 円
分配準備積立金額	D	808,847 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	4,500,955 円
当ファンドの期末残存口数	F	268,700,487 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	167 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	671,751 円

平成 17 年 6 月 7 日から平成 17 年 7 月 5 日まで
当該期末における分配対象金額 5,853,341 円
(10,000 口当たり 191 円)のうち、610,554 円
(10,000 口当たり 20 円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(13 円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,371,554 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	2,852,619 円
分配準備積立金額	D	1,629,168 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	5,853,341 円
当ファンドの期末残存口数	F	305,277,309 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	191 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	610,554 円

当期 自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日		
1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)		95,073 円
2 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である高利回り社債オープン マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額		145,721,419 円
3 分配金の計算過程 平成 17 年 11 月 8 日から平成 17 年 12 月 5 日まで 当該期末における分配対象金額 24,895,832 円 (10,000 口当たり 389 円)のうち、639,034 円 (10,000 口当たり 10 円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(20 円)によるものです。		

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,143,181 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	11,079,382 円
分配準備積立金額	D	10,673,269 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	24,895,832 円
当ファンドの期末残存口数	F	639,034,850 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	389 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	639,034 円

平成 17 年 12 月 6 日から平成 18 年 1 月 5 日まで
当該期末における分配対象金額 14,378,757 円
(10,000 口当たり 425 円)のうち、337,759 円
(10,000 口当たり 10 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,521,676 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	6,008,640 円
分配準備積立金額	D	6,848,441 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	14,378,757 円
当ファンドの期末残存口数	F	337,759,976 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	425 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	337,759 円

平成 17 年 7 月 6 日から平成 17 年 8 月 5 日まで
当該期末における分配対象金額 15,497,814 円
(10,000 口当たり 253 円)のうち、1,221,814 円
(10,000 口当たり 20 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,433,313 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	9,711,680 円
分配準備積立金額	D	2,352,821 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	15,497,814 円
当ファンドの期末残存口数	F	610,907,374 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	253 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	1,221,814 円

平成 17 年 8 月 6 日から平成 17 年 9 月 5 日まで
当該期末における分配対象金額 17,149,301 円
(10,000 口当たり 279 円)のうち、919,694 円
(10,000 口当たり 15 円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分
配金額との差額は、外国税控除額(22 円)によるもの
です。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,797,961 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	9,806,288 円
分配準備積立金額	D	4,545,052 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	17,149,301 円
当ファンドの期末残存口数	F	613,129,654 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	279 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	919,694 円

平成 17 年 9 月 6 日から平成 17 年 10 月 5 日まで
当該期末における分配対象金額 20,118,240 円
(10,000 口当たり 316 円)のうち、954,220 円(10,000
口当たり 15 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,113,103 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	10,679,485 円
分配準備積立金額	D	6,325,652 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	20,118,240 円
当ファンドの期末残存口数	F	636,146,962 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	316 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	954,220 円

平成 18 年 1 月 6 日から平成 18 年 2 月 6 日まで
当該期末における分配対象金額 14,497,557 円
(10,000 口当たり 469 円)のうち、308,702 円
(10,000 口当たり 10 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,634,736 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	5,658,425 円
分配準備積立金額	D	7,204,396 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	14,497,557 円
当ファンドの期末残存口数	F	308,702,928 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	469 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	308,702 円

平成 18 年 2 月 7 日から平成 18 年 3 月 6 日まで
当該期末における分配対象金額 14,927,527 円
(10,000 口当たり 504 円)のうち、295,813 円
(10,000 口当たり 10 円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分
配金額との差額は、外国税控除額(9 円)によるもの
です。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,316,700 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	5,527,263 円
分配準備積立金額	D	8,083,564 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	14,927,527 円
当ファンドの期末残存口数	F	295,813,684 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	504 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	295,813 円

平成 18 年 3 月 7 日から平成 18 年 4 月 5 日まで
当該期末における分配対象金額 15,291,992 円
(10,000 口当たり 544 円)のうち、280,862 円
(10,000 口当たり 10 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,396,453 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	5,270,009 円
分配準備積立金額	D	8,625,530 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	15,291,992 円
当ファンドの期末残存口数	F	280,862,587 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	544 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	280,862 円

平成 17 年 10 月 6 日から平成 17 年 11 月 7 日まで
当該期末における分配対象金額 22,752,357 円
(10,000 口当たり 355 円)のうち、960,745 円
(10,000 口当たり 15 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,382,238 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	11,055,477 円
分配準備積立金額	D	8,314,642 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	22,752,357 円
当ファンドの期末残存口数	F	640,496,677 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	355 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	960,745 円

平成 18 年 4 月 6 日から平成 18 年 5 月 8 日まで
当該期末における分配対象金額 16,231,711 円
(10,000 口当たり 586 円)のうち、276,775 円
(10,000 口当たり 10 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,428,420 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	5,286,643 円
分配準備積立金額	D	9,516,648 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	16,231,711 円
当ファンドの期末残存口数	F	276,775,227 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	586 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	276,775 円

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成 17 年 5 月 7 日 至 平成 17 年 11 月 7 日		当期 自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日	
期首元本額	209,816,835 円	期首元本額	640,496,677 円
期中追加設定元本額	476,626,919 円	期中追加設定元本額	21,989,220 円
期中一部解約元本額	45,947,077 円	期中一部解約元本額	385,710,670 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成 17 年 5 月 7 日 至 平成 17 年 11 月 7 日		当期 自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	634,723,057	14,871,099	255,763,414	△10,457,643
合計	634,723,057	14,871,099	255,763,414	△10,457,643

3 デリバティブ取引関係

(1) 取引の状況に関する事項

前期 自 平成 17 年 5 月 7 日 至 平成 17 年 11 月 7 日		当期 自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日	
1 取引の内容 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約であります。		1 取引の内容 同左	
2 取引に対する取組みと利用目的 当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定に従って行なわれております。		2 取引に対する取組みと利用目的 同左	
3 取引に係るリスクの内容 当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。当ファンドにおいて、信託財産に属する外貨建資産の価格変動リスクを回避する目的で外国為替の売り予約を行なう場合には、当該取引の対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とし、当該為替予約における価格変動リスクはヘッジ対象外貨建資産の価格変動リスクと減殺されており、信託財産の損益への影響は限定的であります。また、外国為替の買い予約を行なう場合は、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内としております。		3 取引に係るリスクの内容 同左	
4 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引については、運用部署及び取引執行部署から独立した部署が、取引の性格、取引状況及びポジションの状況等を商品性格や投資方針に基づいて管理しております。また、関連部署のメンバーによって構成された委員会において、社内規定やリスク管理状況に関する審議・決定を行ない、マネジメントに報告しています。		4 取引に係るリスク管理体制 同左	

(2) 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(平成 17 年 11 月 7 日現在)				当期(平成 18 年 5 月 8 日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち 1 年超				うち 1 年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	597,955,555	—	625,007,713	△27,052,158	261,991,502	—	251,945,766	10,045,736
米ドル	597,955,555	—	625,007,713	△27,052,158	261,991,502	—	251,945,766	10,045,736
合計	597,955,555	—	625,007,713	△27,052,158	261,991,502	—	251,945,766	10,045,736

(注)時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成18年 5 月 8 日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

（平成18年 5 月 8 日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	高利回り社債オープン マザーファンド		255,763,414	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		255,763,414	
	組入時価比率：95.2%		100%	
合計			255,763,414	

（注） 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

参考

高利回り社債オープン マザーファンド

当ファンドは「高利回り社債オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「高利回り社債オープン マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成 18 年 5 月 8 日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	982,278,216
コール・ローン	524,221,359
社債券	46,071,417,501
派生商品評価勘定	1,496,000
未収入金	150,321,816
未収配当金	15,731
未収利息	895,399,056
前払費用	55,659,251
流動資産合計	48,680,808,930
資産合計	48,680,808,930
負債の部	
流動負債	
未払金	413,385,939
未払解約金	130,300,000
流動負債合計	543,685,939
負債合計	543,685,939
純資産の部	
元本等	
元本	42,236,567,040
剰余金	
期末剰余金	5,900,555,951
純資産合計	48,137,122,991
負債・純資産合計	48,680,808,930

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成 17 年 11 月 8 日 至 平成 18 年 5 月 8 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

平成 18 年 5 月 8 日現在	
1 期首	平成 17 年 11 月 8 日
期首元本額	46,967,876,879 円
期首より平成 18 年 5 月 8 日までの期中追加設定元本額	1,735,543,817 円
期首より平成 18 年 5 月 8 日までの期中一部解約元本額	6,466,853,656 円
期末元本額	42,236,567,040 円
期末元本額の内訳*	
高利回り社債オープン	37,489,418,794 円
高利回り社債オープン・為替ヘッジ	224,412,928 円
米欧 ハイ・インカムオープン	4,520,768,851 円
高利回り社債オープン VA(適格機関投資家専用)	1,966,467 円
2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.1397 円
(10,000 口当たり純資産額)	11,397 円)

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成18年5月8日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成18年5月8日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	ABITIBI-CONSOLIDATED INC	575,000.00	500,250.00	
	ABITIBI-CONSOLIDATED INC	2,375,000.00	2,327,500.00	
	ABITIBI-CONSOLIDATED INC	575,000.00	514,625.00	
	ACTIVANT SOLUTIONS INC	1,475,000.00	1,493,437.50	
	AES CORPORATION	750,000.00	803,437.50	
	AES CORPORATION	1,000,000.00	1,082,500.00	
	AES CORPORATION	400,000.00	415,000.00	
	AHERN RENTALS INC	1,225,000.00	1,281,656.25	
	AINSWORTH LUMBER	450,000.00	409,500.00	
	AINSWORTH LUMBER	1,450,000.00	1,261,500.00	
	AINSWORTH LUMBER	425,000.00	369,750.00	
	ALH FIN LLC/ALH FIN CORP	850,000.00	837,250.00	
	ALLIANCE IMAGING	250,000.00	230,000.00	
	ALLIANT TECHSYSTEMS INC	625,000.00	620,312.50	
	ALLIED WASTE NORTH AMER	750,000.00	743,422.50	
	AMC ENTERTAINMENT INC	825,000.00	825,000.00	
	AMC ENTERTAINMENT INC	1,600,000.00	1,520,000.00	
	AMERICAN TOWER CORP	2,575,000.00	2,600,750.00	
	AMES TRUE TEMPER INC	150,000.00	129,750.00	
	AMKOR TECHNOLOGIES INC	275,000.00	259,875.00	
	AMKOR TECHNOLOGIES INC	600,000.00	567,000.00	
	AMR REAL ESTATE PTR/FIN	415,000.00	411,887.50	
	AMSCAN HOLDINGS INC	1,500,000.00	1,357,500.00	
	APPLETON PAPERS INC	1,050,000.00	1,078,875.00	
	APPLETON PAPERS INC	275,000.00	277,750.00	
	ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	1,125,000.00	1,139,062.50	
	ASSOCIATED MATERIALS INC	2,525,000.00	2,626,000.00	
	ATLAS PIPELINE PARTNERS	575,000.00	592,250.00	
	AUTONATION INC	100,000.00	100,250.00	
	B&G FOODS INC	575,000.00	586,500.00	
	BALL CORP	775,000.00	751,750.00	
	BAYTEX ENERGY LTD	775,000.00	815,687.50	
	BIO-RAD LABORATORIES INC	475,000.00	446,500.00	
	BOWATER CANADA FINANCE	2,425,000.00	2,388,625.00	
	BOYD GAMING CORP	975,000.00	999,375.00	
	BOYD GAMING CORP	2,530,000.00	2,482,562.50	
	BOYD GAMING CORP	1,950,000.00	1,954,875.00	
	BRIGHAM EXPLORATION CO	1,050,000.00	1,052,625.00	
	BROWN SHOE COMPANY, INC	875,000.00	927,500.00	
	BUHRMANN US INC	750,000.00	770,625.00	
	BUHRMANN US INC	650,000.00	653,250.00	
	BURLINGTON COAT	2,100,000.00	2,142,000.00	
	BWAY CORP	800,000.00	848,000.00	
	CANWEST MEDIA INC	2,175,000.00	2,207,625.00	
	CARDTRONICS INC	525,000.00	519,750.00	
	CARMIKE CINEMAS	1,800,000.00	1,737,000.00	
	CARROLS CORP	200,000.00	202,000.00	
	CASCADES INC	2,150,000.00	2,053,250.00	
	CBD MEDIA HLDGS/FINANCE	2,025,000.00	2,065,500.00	
	CBD MEDIA/CBD FINANCE	375,000.00	380,625.00	
	CBRE ESCROW INC	50,000.00	53,625.00	
	CCH I HOLDINGS LLC	1,983,000.00	1,219,545.00	
	CCH I LLC	3,081,000.00	2,738,238.75	
	CCH II LLC/CCH II CAPITA	325,000.00	327,437.50	
	CCM MERGER INC	4,000,000.00	3,885,000.00	
	CENTENNIAL CELL/COMMUNIC	1,025,000.00	1,118,531.25	
	CENTENNIAL COMM/CELL/PR	4,860,000.00	5,005,800.00	
	CENTENNIAL COMMUNICATION	450,000.00	466,875.00	
	CHAPARRAL ENERGY INC	1,225,000.00	1,267,875.00	
	CHART INDUSTRIES INC	475,000.00	501,125.00	
	CHARTER COMM OPT LLC/CAP	150,000.00	151,125.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	150,000.00	155,250.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	75,000.00	75,562.50	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,325,000.00	1,366,406.25	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,450,000.00	1,435,500.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	3,750,000.00	3,581,250.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	CHESAPEAKE ENERGY CORP	575,000.00	549,125.00	
	CHIKUITA BRANDS INTL	175,000.00	159,250.00	
	CHOCTAW RESORT DEVEL ENT	50,000.00	50,437.50	
	CIE GEN GEOPHYSIQUE	900,000.00	927,000.00	
	CIE GENER DE GEOPHYSIQUE	575,000.00	592,250.00	
	CINCINNATI BELL INC	50,000.00	50,875.00	
	CINCINNATI BELL INC	6,750,000.00	6,885,000.00	
	CINCINNATI BELL INC	300,000.00	294,000.00	
	CINEMARK INC	300,000.00	238,500.00	
	CINEMARK USA INC	1,500,000.00	1,605,000.00	
	CITIZENS COMMUNICATIONS	1,825,000.00	2,002,937.50	
	COLORADO INTERSTATE GAS	850,000.00	804,621.90	
	COMPTON PETROLEUM CORP	900,000.00	891,000.00	
	COMSTOCK RESOURCES INC	3,075,000.00	3,013,500.00	
	CONS CNT CO/CONS CNT CAP	425,000.00	415,437.50	
	COOPER STANDARD AUTO	1,150,000.00	954,500.00	
	COPANO ENERGY LLC	375,000.00	386,250.00	
	CORRECTIONS CORP OF AMER	275,000.00	279,812.50	
	CORRECTIONS CORP OF AMER	650,000.00	637,000.00	
	COVALENCE SPECIALTY MATE	175,000.00	177,625.00	
	CRC HEALTH CORP	1,025,000.00	1,055,750.00	
	CROWN CORK & SEAL	1,875,000.00	1,814,062.50	
	CSC HOLDINGS INC	1,000,000.00	1,022,500.00	
	CSC HOLDINGS INC	400,000.00	416,000.00	
	D.R. HORTON INC	1,200,000.00	1,088,152.80	
	D.R. HORTON INC	1,750,000.00	1,613,869.25	
	D.R. HORTON INC	75,000.00	83,910.90	
	DEL LABORATORIES INC	1,700,000.00	1,317,500.00	
	DENBURY RESOURCES INC	25,000.00	25,562.50	
	DENNY'S CORP/HLDGS INC	825,000.00	860,062.50	
	DEX MEDIA INC	3,600,000.00	3,690,000.00	
	DEX MEDIA WEST/FINANCE	3,175,000.00	3,492,500.00	
	DIGICEL LIMITED	275,000.00	290,812.50	
	DOBSON COMMUNICATIONS CP	800,000.00	818,000.00	
	DOMINOS INC	1,000,000.00	1,045,000.00	
	DOMTAR INC	525,000.00	460,687.50	
	DRS TECHNOLOGIES INC	1,550,000.00	1,526,750.00	
	DRS TECHNOLOGIES INC	1,975,000.00	2,009,562.50	
	DURA OPERATING CORP	125,000.00	68,750.00	
	DYNEGY HOLDINGS INC	150,000.00	149,437.50	
	ECHOSTAR DBS CORP	3,120,000.00	3,081,000.00	
	ECHOSTAR DBS CORP	2,175,000.00	2,120,625.00	
	ECHOSTAR DBS CORP	150,000.00	144,187.50	
	EL PASO CORP	1,000,000.00	1,021,250.00	
	EL PASO CORP	125,000.00	125,000.00	
	EL PASO CORP	75,000.00	71,250.00	
	EL PASO CORPORATION	100,000.00	101,625.00	
	EL PASO CORPORATION	50,000.00	50,125.00	
	EL PASO CORPORATION	1,725,000.00	1,798,312.50	
	EL PASO CORPORATION	450,000.00	458,437.50	
	EL PASO CORPORATION	1,550,000.00	1,581,000.00	
	EL PASO ENERGY CORP	2,650,000.00	2,722,875.00	
	ELIZABETH ARDEN INC	1,125,000.00	1,130,625.00	
	ENCORE ACQUISITION	350,000.00	322,000.00	
	ENCORE ACQUISITION CO	600,000.00	592,500.00	
	EQUISTAR CHEMICAL/FUNDNG	800,000.00	860,000.00	
	EYE CARE CTRS OF AMERICA	1,000,000.00	1,150,000.00	
	FESTIVAL FUN PK LLC	1,425,000.00	1,433,906.25	
	FORD MOTOR COMPANY	1,000,000.00	880,000.00	
	FORD MOTOR COMPANY	700,000.00	549,500.00	
	FORD MOTOR COMPANY	75,000.00	57,750.00	
	FORD MOTOR COMPANY	375,000.00	285,937.50	
	FORD MOTOR CREDIT CO	350,000.00	328,315.05	
	FORD MOTOR CREDIT CO	575,000.00	525,682.25	
	FORD MOTOR CREDIT CO	2,025,000.00	1,814,351.40	
	FORD MOTOR CREDIT CO	3,750,000.00	3,249,416.25	
	FOREST OIL CORPORATION	600,000.00	639,000.00	
	FREESCALE SEMICONDUCTOR	500,000.00	516,250.00	
	FTI CONSULTING	1,375,000.00	1,416,250.00	
	GCI INC	3,945,000.00	3,885,825.00	
	GENERAL NUTRITION CENTER	1,425,000.00	1,392,937.50	
	GENESIS HEALTHCARE CORP	1,225,000.00	1,298,500.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	GENL MOTORS ACCEPT CORP	350,000.00	339,305.75	
	GENL MOTORS ACCEPT CORP	6,275,000.00	5,661,819.55	
	GEORGIA GULF CORPORATION	300,000.00	305,250.00	
	GEORGIA-PACIFIC CORP	750,000.00	778,125.00	
	GEORGIA-PACIFIC CORP	700,000.00	701,750.00	
	GEORGIA-PACIFIC CORP	1,175,000.00	1,172,062.50	
	GIANT INDUSTRIES	2,425,000.00	2,497,750.00	
	GOODYEAR TIRE & RUBBER	400,000.00	415,596.00	
	GRANT PRIDECO INC	900,000.00	859,500.00	
	GSC HOLDINGS CORP	625,000.00	629,687.50	
	HANOVER COMPRESSOR	575,000.00	580,750.00	
	HANOVER EQUIP TRUST 01 A	22,000.00	22,550.00	
	HANOVER EQUIP TRUST 01 B	1,700,000.00	1,772,250.00	
	HARD ROCK HOTEL INC	200,000.00	215,500.00	
	HARRAHS OPERATING CO INC	400,000.00	417,253.60	
	HARVEST OPERATIONS CORP	1,050,000.00	1,031,625.00	
	HAWAIIAN TELCOM COMMUNIC	2,025,000.00	2,136,375.00	
	HAWAIIAN TELCOM COMMUNIC	1,100,000.00	1,188,000.00	
	HCA - THE HEALTHCARE CO	1,750,000.00	1,883,000.00	
	HCA INC	50,000.00	48,530.30	
	HCA INC	1,200,000.00	1,148,666.40	
	HCA INC	2,050,000.00	1,955,818.90	
	HERBST GAMING INC	200,000.00	207,000.00	
	HERTZ CORPORATION	325,000.00	345,718.75	
	HEXCEL CORP	2,325,000.00	2,284,312.50	
	HMH PROPERTIES INC	75,000.00	75,093.75	
	HOLLY ENERGY PARTNERS LP	2,050,000.00	1,927,000.00	
	HOST MARRIOTT LP	1,520,000.00	1,550,400.00	
	HOST MARRIOTT LP	150,000.00	152,250.00	
	HOST MARRIOTT LP	925,000.00	913,437.50	
	HUNTSMAN ICI CHEM LLC	1,198,680.00	1,225,650.30	
	HUNTSMAN INTL LLC	1,520,000.00	1,590,300.00	
	HUNTSMAN INTL LLC	1,350,000.00	1,350,000.00	
	HYDROCHEM INDUSTRIAL SVC	200,000.00	198,500.00	
	IASIS HEALTHCARE/CAP CRP	4,405,000.00	4,471,075.00	
	IMC GLOBAL INC	175,000.00	189,000.00	
	IMC GLOBAL INC	175,000.00	158,375.00	
	IMCO RECYCLING INC	150,000.00	165,000.00	
	INDALEX HOLDING	100,000.00	103,750.00	
	INEOS GROUP HOLDINGS PLC	925,000.00	889,156.25	
	INERGY LP/INERGY FIN	625,000.00	592,187.50	
	INERGY LP/INERGY FIN	600,000.00	622,500.00	
	INN OF THE MOUNTAIN GODS	1,905,000.00	2,064,543.75	
	INNOPHOS INC	200,000.00	206,000.00	
	INSIGHT HEALTH SERVICES	950,000.00	465,500.00	
	INTELSAT BERMUDA LTD	1,000,000.00	1,017,500.00	
	INTELSAT BERMUDA LTD	1,425,000.00	1,478,437.50	
	INTELSAT LTD	800,000.00	769,000.00	
	INTELSAT LTD	575,000.00	451,375.00	
	IPAYMENT INC	500,000.00	499,822.49	
	ISLE OF CAPRI CASINOS	100,000.00	106,125.00	
	ISLE OF CAPRI CASINOS	3,075,000.00	3,013,500.00	
	JEAN COUTU GROUP PJC INC	3,000,000.00	2,853,750.00	
	JO-ANN STORES INC	400,000.00	347,000.00	
	JOSTENS IH CORP	1,675,000.00	1,666,625.00	
	K&F ACQUISITION INC	390,000.00	397,800.00	
	K.HOVNANIAN ENTERPRISES	600,000.00	537,156.00	
	KRATON POLYMERS LLC/CAP	200,000.00	199,000.00	
	L-3 COMMUNICATIONS CORP	2,000,000.00	2,062,500.00	
	L-3 COMMUNICATIONS CORP	425,000.00	410,125.00	
	LAMAR MEDIA CORP	1,950,000.00	1,950,000.00	
	LAMAR MEDIA CORP	800,000.00	774,000.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	4,640,000.00	4,408,000.00	
	LIN TELEVISION CORP	1,250,000.00	1,159,375.00	
	LIN TELEVISION CORP	1,075,000.00	997,062.50	
	LITTLE TRAV BAY ODAWA IN	300,000.00	295,500.00	
	LUCENT TECHNOLOGIES	1,875,000.00	1,650,000.00	
	MAAX CORP	100,000.00	87,500.00	
	MAJESTIC STAR LLC/CAP II	1,850,000.00	1,907,812.50	
	MARKWEST ENERGY PART/FIN	1,250,000.00	1,187,500.00	
	MEDCATH HOLDINGS CORP	500,000.00	517,500.00	
	MEDIANEWS GROUP INC	150,000.00	142,125.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	MERITAGE CORPORATION	525,000.00	496,125.00	
	MERITAGE HOMES CORP	1,425,000.00	1,275,375.00	
	METHANEX CORP	200,000.00	186,379.00	
	MGM MIRAGE INC	3,275,000.00	3,217,687.50	
	MGM MIRAGE INC	1,475,000.00	1,452,875.00	
	MGM MIRAGE INC	200,000.00	186,500.00	
	MIRANT AMERICAS GENR INC	325,000.00	335,562.50	
	MIRANT AMERICAS GENR LLC	2,700,000.00	2,733,750.00	
	MIRANT NORTH AMERICA LLC	3,575,000.00	3,597,343.75	
	MISSION ENERGY HOLDING	4,325,000.00	4,914,281.25	
	MOHEGAN TRIBAL GAMING	100,000.00	96,250.00	
	MOHEGAN TRIBAL GAMING	75,000.00	72,562.50	
	NALCO COMPANY	450,000.00	452,250.00	
	NALCO COMPANY	2,200,000.00	2,271,500.00	
	NATIONAL MENTOR INC	700,000.00	791,000.00	
	NATIONAL PIZZA	600,000.00	606,000.00	
	NBTY INC	475,000.00	453,625.00	
	NCL CORP	575,000.00	580,750.00	
	NEIMAN MARCUS GROUP INC	1,275,000.00	1,377,000.00	
	NEIMAN MARCUS GROUP INC	2,175,000.00	2,316,375.00	
	NEWARK GROUP INC	50,000.00	47,500.00	
	NOBLE GROUP LTD	625,000.00	553,734.37	
	NORCROSS SAFETY PRODUCTS	300,000.00	314,250.00	
	NORDIC TEL CO HLDGS	2,700,000.00	2,814,750.00	
	NORTH AMER ENERGY PARTNR	550,000.00	541,750.00	
	NOVELIS INC	300,000.00	291,000.00	
	NRG ENERGY INC	1,150,000.00	1,151,437.50	
	NRG ENERGY INC	3,525,000.00	3,538,218.75	
	NTL CABLE PLC	2,350,000.00	2,420,500.00	
	NUTRO PRODUCTS INC	1,400,000.00	1,449,000.00	
	OMEGA HLTHCARE INVESTORS	1,050,000.00	1,026,375.00	
	OWENS-BROCKWAY GLASS CON	100,000.00	104,000.00	
	OWENS-BROCKWAY GLASS CON	3,375,000.00	3,459,375.00	
	OWENS-BROCKWAY GLASS CON	725,000.00	694,187.50	
	OWENS-ILLINOIS INC	2,625,000.00	2,670,937.50	
	OWENS-ILLINOIS INC	5,725,000.00	5,753,625.00	
	P.H. GLATFELTER	1,025,000.00	1,025,331.07	
	PACIFIC ENERGY PART/FINA	300,000.00	285,375.00	
	PACIFIC ENERGY PRTNR/FIN	500,000.00	502,500.00	
	PANTRY INC	375,000.00	379,687.50	
	PARK PLACE ENTERTAINMENT	900,000.00	948,375.00	
	PARK PLACE ENTERTAINMNT	1,200,000.00	1,287,000.00	
	PARK-OHIO INDUSTRIES INC	75,000.00	70,687.50	
	PENN NATIONAL GAMING INC	1,800,000.00	1,791,000.00	
	PENN NATIONAL GAMING INC	325,000.00	317,687.50	
	PETRO STOPPING CTR/FINL	750,000.00	761,250.00	
	PHI INC	150,000.00	148,125.00	
	PHILLIPS VAN-HEUSEN	1,500,000.00	1,571,250.00	
	PINNACLE ENTERTAINMENT	1,400,000.00	1,452,500.00	
	PLY GEM INDUSTRIES INC	2,075,000.00	2,017,937.50	
	POGO PRODUCING CO	1,025,000.00	1,000,656.25	
	POLYPORE INC	925,000.00	876,437.50	
	POSTER FINANCIAL GROUP	325,000.00	342,875.00	
	PREMCOR REFINING GROUP	25,000.00	25,335.02	
	PREMCOR REFINING GROUP	9,000.00	9,906.37	
	PRIMEDIA INC	1,015,000.00	984,550.00	
	PRIMEDIA INC	2,135,000.00	1,953,525.00	
	PRIMUS TELECOMM GROUP	450,000.00	308,475.00	
	PROPEX FABRICS INC	1,475,000.00	1,408,625.00	
	QUEBECOR MEDIA	1,725,000.00	1,770,281.25	
	QUICKSILVER RESOURCE	1,675,000.00	1,645,687.50	
	QUICKSILVER INC	325,000.00	312,000.00	
	QWEST COMMUNICATIONS INT	1,150,000.00	1,152,875.00	
	QWEST COMMUNICATIONS INT	200,000.00	200,500.00	
	QWEST CORP	675,000.00	735,750.00	
	QWEST CORPORATION	225,000.00	221,625.00	
	QWEST CORPORATION	500,000.00	521,250.00	
	QWEST CORPORATION	1,200,000.00	1,095,000.00	
	QWEST CORPORATION	475,000.00	456,000.00	
	R.H. DONNELLEY CORP	2,475,000.00	2,301,750.00	
	R.H. DONNELLEY CORP	1,325,000.00	1,232,250.00	
	R.H. DONNELLEY CORP	825,000.00	848,718.75	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	RAINBOW NATL SRVCS LLC	925,000.00	1,040,625.00	
	RANGE RESOURCES CORP	1,725,000.00	1,664,625.00	
	RELIANT ENERGY INC	1,850,000.00	1,706,625.00	
	RELIANT RESOURCES INC	500,000.00	514,375.00	
	RENT-A-CENTER	350,000.00	348,687.50	
	RES-CARE INC	900,000.00	904,500.00	
	RH DONNELLEY CORP	2,100,000.00	1,953,000.00	
	RITE AID CORP	625,000.00	659,375.00	
	RITE AID CORP	900,000.00	787,500.00	
	ROGERS WIRELESS INC	150,000.00	153,937.50	
	ROGERS WIRELESS INC	3,385,000.00	3,516,168.75	
	ROGERS WIRELESS INC	875,000.00	854,218.75	
	RURAL CELLULAR CORP	500,000.00	535,000.00	
	SECURUS TECHNOLOGIES INC	25,000.00	21,437.50	
	SEITEL INC	2,900,000.00	3,342,250.00	
	SELECT MEDICAL CORP	1,775,000.00	1,637,437.50	
	SENECA GAMING CORP	250,000.00	249,687.50	
	SENSATA TECHNOLOGIES BV	475,000.00	476,781.25	
	SERVICE CORP INTL	300,000.00	303,000.00	
	SERVICE CORP INTL	100,000.00	95,625.00	
	SERVICE CORP INTL	800,000.00	776,000.00	
	SIERRA PACIFIC RESOURCES	975,000.00	1,021,817.55	
	SOLO CUP COMPANY	1,275,000.00	1,204,875.00	
	SONAT INC	400,000.00	390,000.00	
	SONIC AUTOMOTIVE INC	125,000.00	128,750.00	
	SPANSION LLC	700,000.00	733,250.00	
	STANADYNE CORP	975,000.00	897,000.00	
	STARWOOD HOTELS RESORTS	400,000.00	405,500.00	
	STARWOOD HOTELS RESORTS	1,425,000.00	1,521,187.50	
	STATION CASINOS	625,000.00	604,687.50	
	STATION CASINOS	3,120,000.00	3,049,800.00	
	STATION CASINOS INC	1,600,000.00	1,516,000.00	
	STEINWAY MUSICAL INSTRUM	300,000.00	298,500.00	
	STEWART ENTERPRISES	475,000.00	457,187.50	
	SUNGARD DATA SYSTEMS INC	250,000.00	231,250.00	
	SUNGARD DATA SYSTEMS INC	3,950,000.00	4,266,000.00	
	SYBRON DENTAL SPECIALTIE	2,125,000.00	2,247,187.50	
	SYNIVERSE TECHNOLOGIES	725,000.00	723,187.50	
	TECH OLYMPIC USA, INC	100,000.00	88,375.00	
	TECH OLYMPIC USA,INC	700,000.00	694,750.00	
	TEMBEC INDUSTRIES INC	1,500,000.00	907,500.00	
	TEMBEC INDUSTRIES INC	1,300,000.00	718,250.00	
	TEMPUR-PEDIC/TEMPUR PROD	2,175,000.00	2,338,125.00	
	TENASKA ALABAMA PART	812,839.82	801,455.18	
	TEREX CORP	4,205,000.00	4,289,100.00	
	TEXAS INDUSTRIES INC	275,000.00	281,875.00	
	THE BRICKMAN GROUP,LTD.	25,000.00	27,156.25	
	THL BUILDCO (NORTEK INC)	825,000.00	847,687.50	
	TOWN SPORTS INTERNATIONAL	125,000.00	133,125.00	
	TRIAD HOSPITALS INC	4,775,000.00	4,751,125.00	
	TRITON PCS INC	1,475,000.00	1,390,187.50	
	TRONOX WORLDWIDE/FINANCE	1,250,000.00	1,315,625.00	
	TRUSTREET PROPERTIES INC	850,000.00	844,687.50	
	UNITED RENTALS INC	1,675,000.00	1,616,375.00	
	UNIVERSAL CITY DEVELOPMT	175,000.00	192,281.25	
	UNIVERSAL CITY FLORIDA	200,000.00	206,000.00	
	UNOVA INC	2,450,000.00	2,462,250.00	
	US CONCRETE INC	1,200,000.00	1,233,000.00	
	US ONCOLOGY INC	2,225,000.00	2,358,500.00	
	US ONCOLOGY INC	250,000.00	279,375.00	
	VALOR TELECOM ENTERPRISE	2,425,000.00	2,512,906.25	
	VANGUARD HEALTH HLD II	1,250,000.00	1,293,750.00	
	VENOCO INC	2,800,000.00	2,772,000.00	
	VENTAS REALTY LP/CAP CRP	950,000.00	1,001,062.50	
	VENTAS REALTY LP/CAP CRP	275,000.00	269,156.25	
	VENTAS REALTY LP/CAP CRP	1,350,000.00	1,366,875.00	
	VERTIS INC	275,000.00	282,562.50	
	VICORP RESTAURNTS INC	550,000.00	512,875.00	
	VIDEOTRON LTEE	1,850,000.00	1,822,250.00	
	VIDEOTRON LTEE	600,000.00	579,000.00	
	VISANT HOLDING CORP	2,200,000.00	2,167,000.00	
	VISTEON CORP	2,600,000.00	2,151,500.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	WCI COMMUNITIES INC	125,000.00	108,125.00	
	WILLIAMS COS	1,025,000.00	1,025,000.00	
	WILLIAMS COS INC	150,000.00	161,250.00	
	WIND ACQUISITION FIN SA	3,975,000.00	4,362,562.50	
	XEROX CORPORATION	725,000.00	738,593.75	
	HUNTSMAN CORP (HUN) 5.000 2/16/08 SERIES	12,500.00	10,742.50	※
米ドル計	銘柄数：360	415,679,019.82	411,829,958.90	
			(46,071,417,501)	
	組入時価比率：95.7%		100%	
社債券計			46,071,417,501	
			(46,071,417,501)	
合計			46,071,417,501	
			(46,071,417,501)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4 備考欄の※の銘柄はハイブリッド優先証券であることを表しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成 18 年 5 月 8 日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	90,976,000	—	89,480,000	1,496,000
米ドル	90,976,000	—	89,480,000	1,496,000
合計	90,976,000	—	89,480,000	1,496,000

(注)時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成18年5月31日現在

I	資産総額	505,684,322	円
II	負債総額	247,564,387	円
III	純資産総額(I－II)	258,119,935	円
IV	発行済口数	268,653,620	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	0.9608	円

<ご参考>

「高利回り社債オープン マザーファンド」

I	資産総額	47,880,573,521	円
II	負債総額	106,045,000	円
III	純資産総額(I－II)	47,774,528,521	円
IV	発行済口数	42,020,229,774	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	1.1369	円

第5【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2005年2月1日～2005年5月6日	221,579,383	11,762,548	209,816,835
第2特定期間	2005年5月7日～2005年11月7日	476,626,919	45,947,077	640,496,677
第3特定期間	2005年11月8日～2006年5月8日	21,989,220	385,710,670	276,775,227

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

